

各私立幼稚園設置者
(幼稚園型認定こども園を含む)

各私立幼保連携型認定こども園設置者
(学校法人立または平成 26 年度まで私学助成を
受けていた社会福祉法人立の園に限る)

様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立学校振興費(特色ある幼児教育等振興費)補助金に係る事務の運用について(通知)
このことについて、令和 5 年度の事業から次のとおり執り行うこととしましたので、お知らせします。
記

1 概要

- (1) 補助事業の対象としている事業区分について、国庫補助の対象となる事業とそれ以外の事業の取扱いを整理し、効率的な事業実施を行おうとするもの。
- (2) 年度後半以降に集中する交付事務について、各園における事務負担の軽減のため、時期を分散しようとするもの。

2 令和 5 年度以降の事務の運用について

- (1) 例年、年度の後半に行っていた事業計画書の提出依頼時期を、年度当初(4~5月ころ)へと変更します。通知の際には、次の情報を合わせてお知らせしますので、計画の参考としてください。
 - ア 標記事業に係る募集年度の当初予算額
 - イ 標記事業に対応する国庫補助※に係る補助単価見込額及び補助上限額
※私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)
- (2) 提出いただいた事業計画は、審査が完了次第内示を行うこととします。

<審査基準>

事務取扱要領 5(3)に係る事業計画に対する審査の考え方は次のとおりです。

- ① 国庫補助に対応する事業を優先して採択します。ただし、補助上限額を超える経費については、補助対象となりません。
- ② その他の事業を採択します。①の結果により、予算の規模が変動する場合があります。
- ③ 採択の結果、予算の残額が生じた場合には、必要に応じ、予算の範囲内で採択額の上乗せを行う場合があります。

<内示の時期>

国庫補助に係る国の交付要綱が改正され、補助単価の額が確定された後に行います。

ただし、国の要綱改正時期が遅くなることが見込まれる場合、補助単価見込額に基づく仮の内示を発出する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 内示以降の交付申請手続等は、内示の発出後随時行っていきますが、前金払の時期は従来どおり原則3月として取り扱います（事務取扱要領6）。

3 事務処理要領の改正について

事務処理要領の改正に当たっては、国の交付要綱の改正を踏まえ行っており、これまでは事業募集に合わせて改正案を示しておりましたが、今後は事業募集と事務処理要領の改正は個別にお知らせします。今後、事業募集の際には、改正案に代え、国庫補助に係る補助単価見込額及び補助上限額をお示しますので、応募に当たり活用くださるようお願いいたします。

担当：私学振興担当 山崎
TEL：019-629-5042 / FAX：019-629-5049
Mail：AH0007@pref.iwate.jp